

10 自動車

自動車燃料費等助成

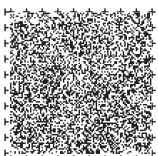
※ 福祉タクシー利用券利用の方は対象となりません。

対象者	●身体障害者手帳1・2級 ●療育手帳^①（^①の1・^①の2）～Aの2 ●精神障害者保健福祉手帳1級 ●特別児童扶養手当1級受給対象児童 ●障害児福祉手当または特別障害者手当受給者 ●福祉手当（経過措置）受給者 ●小児慢性特定疾病重症患者 ※助成対象自動車は、対象者1人につき1台（営業用自動車は除く）です。 ※既に他の対象者が本助成を受けている自動車は除きます。 ただし、同一世帯に複数の本助成の対象となる方がいる場合には、既に他の対象者が助成を受けている自動車についても対象とします。 ※福祉タクシー券を利用している方を除きます。																				
支給制限	●所得制限（本人、配偶者及び扶養義務者）あり																				
助成額	●下記の該当月に受給資格があった場合に、対象期間に対応する金額を支給月に振り込みます。 令和8年度の支給スケジュール（予定） <table><tr><td>対象期間</td><td>該当月</td><td>支給額</td><td>支給月</td></tr><tr><td>第1期</td><td>8月、9月、10月</td><td>5,000円</td><td>令和9年2月</td></tr><tr><td>第2期</td><td>11月、12月、1月</td><td>5,000円</td><td>令和9年2月</td></tr><tr><td>第3期</td><td>2月、3月、4月</td><td>5,000円</td><td>令和9年8月</td></tr><tr><td>第4期</td><td>5月、6月、7月</td><td>5,000円</td><td>令和9年8月</td></tr></table> 例：令和8年8月から令和9年2月まで受給資格があった場合 ・令和9年2月に10,000円（第1期、第2期分） ・令和9年8月に5,000円（第3期分） をそれぞれ登録している口座へ振り込みます。	対象期間	該当月	支給額	支給月	第1期	8月、9月、10月	5,000円	令和9年2月	第2期	11月、12月、1月	5,000円	令和9年2月	第3期	2月、3月、4月	5,000円	令和9年8月	第4期	5月、6月、7月	5,000円	令和9年8月
対象期間	該当月	支給額	支給月																		
第1期	8月、9月、10月	5,000円	令和9年2月																		
第2期	11月、12月、1月	5,000円	令和9年2月																		
第3期	2月、3月、4月	5,000円	令和9年8月																		
第4期	5月、6月、7月	5,000円	令和9年8月																		
申請時に必要なもの	●千葉県自動車燃料費等助成支給（更新）申請書（様式第1号） ●対象者の世帯の当該年度分の市町村民税に係る課税状況を証する書類 ●自動車検査証の写し ●自動車検査証記録事項の写し（お持ちでない場合、自動車検査証の原本が必要です。） ●運転免許証の写し																				

毎年 7 月末に更新決定通知書及び現況届を利用者宛に送付いたします。その現況届を下記の窓口へ提出していただきます。（9 月末締切）。

■ 窓 口

身体障害者 知的障害者	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・FAX	8 頁参照
精神障害者 小児慢性 特定疾病患者	各区保健福祉センター健康課	電話・FAX	8 頁参照



福祉タクシー利用券

※ 自動車燃料費助成利用の方は対象となりません。

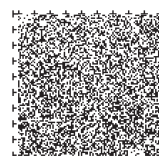
対象者	● 身体障害者手帳 1・2 級 ● 療育手帳^①（^①の 1・^①の 2）～^①の 2 ● 精神障害者保健福祉手帳 1 級 ● 特別児童扶養手当 1 級受給対象児童 ● 障害児福祉手当または特別障害者手当受給者 ● 福祉手当（経過措置）受給者 ● 小児慢性特定疾病重症患者 ※ 自動車燃料費等助成を受けている方を除きます。
支給制限	● 所得制限（本人、配偶者及び扶養義務者）あり
割引方法	● 一般タクシー（黄色券） 運賃が 2,600 円以内のときは半額（10 円未満切上）を割引する。 運賃が 2,600 円をこえるときは 1,300 円を割引する。 ● リフト付タクシー（水色券） 運賃が 11,000 円以内のときは半額（10 円未満切上）を割引する。 運賃が 11,000 円をこえるときは 5,500 円を割引する。 ※ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、確認のため、ご利用の際に手帳をご提示ください。 ※ なお、身体障害者手帳または療育手帳の提示により料金が 1 割引になります（詳細は 81 頁参照）。
交付枚数	● 年間 30 枚（ただし、年度途中に新規申請を行った場合は、申請時期に応じて助成枚数が減少します。） ● 人工透析を受けている方や、週 2 回以上通院されている方は、追加交付できます。
利用方法	● 福祉タクシー利用券を運転手に渡して割引を受けてください。 ● 千葉県福祉タクシー事業協力機関・・・利用券を交付する際に一覧表をお渡しします。
申請時に必要なもの	● 千葉県福祉タクシー利用承認申請書（様式第 7 号） ● 対象者の世帯の当該年度分の市町村民税に係る課税状況を証する書類

■窓 口

身体障害者 知的障害者	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・FAX	8 頁参照
精神障害者 小児慢性 特定疾病患者	各区保健福祉センター健康課	電話・FAX	8 頁参照

10

自動車／福祉タクシー利用券



駐車禁止除外標章

■対象者 以下に該当する障害のある方で本人（対象者は今後変更の可能性があります）

対象とする障害		等 級
身体障害者手帳	視覚障害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
	聴覚障害	2 級及び 3 級
	平衡機能障害	3 級
	上肢不自由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
	下肢不自由	1 級から 4 級までの各級
	体幹不自由	1 級から 3 級までの各級
	運動機能障害 (乳幼児期以前の非進行性の脳病変による)	上肢機能 1 級及び 2 級※
		移動機能 1 級から 2 級までの各級
	内部機能障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸）	1 級及び 3 級
療育手帳		重度（A）
精神障害者保健福祉手帳		1 級
小児慢性特定疾病児童手帳		色素性乾皮症の認定を受けている方

※ 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます

■窓 口 手続方法等、詳細については下記へお問い合わせください。

名 称	電 話	名 称	電 話
千 葉 中 央 警 察 署	043-244-0110	千 葉 南 警 察 署	043-291-0110
千 葉 東 警 察 署	043-233-0110	千 葉 北 警 察 署	043-286-0110
千 葉 西 警 察 署	043-277-0110	県警察本部交通規制課	043-201-0110

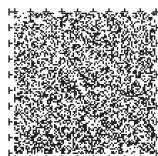
高齢運転者等専用駐車区間制度

■対象者 ●聴覚障害者又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている方
●70歳以上の方
●妊娠中又は出産後8週間以内の方

■内 容 千葉市内1か所（西千葉駅北口ロータリー）に設置された高齢運転者等専用駐車区間において、以下の2つの条件を満たした場合にのみ駐車できる制度です。
(1) 対象者自身が住居地を管轄する警察署に届け出た普通自動車（軽四を含む）を運転していること
(2) 公安委員会から交付を受けた標章を同自動車の見やすい箇所に掲出していること

■窓 口 手続方法等、詳細については下記へお問い合わせください。

名 称	電 話	名 称	電 話
千 葉 中 央 警 察 署	043-244-0110	千 葉 南 警 察 署	043-291-0110
千 葉 東 警 察 署	043-233-0110	千 葉 北 警 察 署	043-286-0110
千 葉 西 警 察 署	043-277-0110	県警察本部交通規制課	043-201-0110



通所施設通所交通費助成

対 象 者	対象となる通所施設	助 成 額
●身体障害者手帳所持者 ●療育手帳所持者 ●発達障害者、又は、難病等の対象疾病に該当する方で、障害福祉サービスの支給決定を受けた者 ●心身障害者ワークホムの利用者として認められた者 ●障害児通所支援の支給決定を受けた者 ※事前に手続きが必要です。 ※「医療的ケア児（者）」及び「強度行動障害児（者）」の方は特例（タクシーによる通所が助成対象）になることがあります。	●障害者総合支援法に規定する、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援を行う施設 ●地域活動支援センター ●児童発達支援センター ●心身障害者福祉作業所 ●ワークホーム ※詳細はお問い合わせください。	交通費の1/2 ※通所施設が交通費を助成している場合はそれを差し引いた額の1/2
●精神障害者保健福祉手帳所持者	●障害者総合支援法に規定する、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援を行う施設 ●地域活動支援センター ●保健福祉センターのデイケアクラブ ●精神障害者共同作業所 ●精神科デイケア等 ※詳細はお問い合わせください。	交通費の1/2 ※通所施設が交通費を助成している場合はそれを差し引いた額の1/2

※「障害者総合支援法」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
※対象となる疾病：116～117頁の対象疾病一覧表をご確認ください。

■窓 口

身体障害者 知的障害者	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・FAX	8頁参照
精神障害者	各区保健福祉センター健康課	電話・FAX	8頁参照

身体障害者の運転適性検査

- 対象者
- 身体に障害がある方で自動車の運転免許を取得しようとする方
 - 運転免許取得後に障害を負った方
- 内 容
- 適性検査、免許条件、自動車改造等についての教示
 - 病気を患った方に対する運転免許の相談
 - 検査は予約制で行っております。詳細は窓口へ電話等でお問い合わせください。

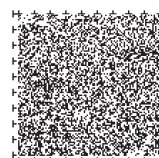
■窓 口

名 称	所 在 地	問合せ時間	電 話
千葉運転免許センター 安全運転相談係	〒261-0025 美浜区浜田2-1	月～金曜日 (年未年始及び祝祭日を除く) 9:00～16:00	043-274-2000 (※)

※音声案内が始まりますので、ダイヤルを1→75の順で押してください。

10

自動車／通所施設通所交通費助成、身体障害者の運転適性検査



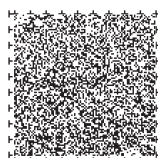
ちば障害者等用駐車区画利用証制度

- 対象者** 「障害者等用駐車区画」の利用を必要とする方で下表の区分及び交付基準のいずれかに該当する方
 ※運転免許証を有していることは要件ではありません。
 ※申請者は、要件に該当する個人です。代理人が受け取ることもできます。
 ※対象者は今後変更となる可能性があります。
- 内 容**
 - 「ちば障害者等用駐車区画利用証」を交付する制度です。
 - 利用証はルームミラー等にかけて掲示することができます。

区 分				交付基準	申請に必要な書類	有効期限
身体障害者	視覚障害			4 級以上	身体障害者手帳	無期限 (対象者としての基準に該当しなくなるまで)
	聴覚障害			3 級以上		
	平衡機能障害			5 級以上		
	肢体不自由	上肢		2 級以上		
		下肢		6 級以上		
		体幹		5 級以上		
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2 級以上		
	移動機能		6 級以上			
内部障害（免疫機能障害を含む）			4 級以上			
知的障害者		療育手帳の障害程度の欄が A の 2 以上の者		療育手帳		
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が 1 級の者		精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者		次に掲げるいずれかの書類 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等		介護保険の要介護状態の区分が要介護 1 以上である者		介護保険被保険者証		
妊産婦	単胎児	妊娠 7 箇月～出産予定日から 1 年の者		母子健康手帳	妊娠 7 箇月～出産予定日から 1 年（※ 1）	
	多胎児	妊娠 7 箇月～出産予定日から 3 年の者			妊娠 7 箇月～出産予定日から 3 年（※ 2）	
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者		次に掲げる全ての書類 ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書（保険証、運転免許証 等）	必要と認める期間（原則 1 年以内）	

（※ 1）出産後は乳児と同乗の場合に限る。（※ 2）出産後は乳幼児と同乗の場合に限る。

■窓 口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・FAX 8 頁参照
	各区保健福祉センター健康課	電話・FAX 8 頁参照



自動車運転免許取得助成

■対象者 身体障害者手帳所持者

- 内 容
- 就労等の社会参加に伴い運転免許を新規に取得する場合に、免許取得に要した経費の3分の2が助成されます（限度額 10 万円）。
 - 過去に運転免許を取得したことがある場合や、この助成を受けたことがある場合は、助成の対象外となります。
 - 免許取得後 1 か月以内の申請が必要です。

■窓 口

各区保健福祉センター高齢障害支援課

電話・FAX 8 頁参照

身体障害者用自動車改造費助成

■対象者 身体障害者で上肢・下肢・体幹機能障害 1・2 級の方

- 内 容
- 就労等に伴い自ら所有し運転する自動車を改造する経費を、10 万円を限度に助成します。
 - 買換え等による 2 回目以降の改造については、4 年以上使用しなければ助成の対象とはなりません。
 - 所得の制限があります。
 - 改造後 1 か月以内の申請が必要です。

■窓 口

各区保健福祉センター高齢障害支援課

電話・FAX 8 頁参照

10

自動車／自動車運転免許取得助成、身体障害者用自動車改造費助成

